

品質管理システム概要書(2019年7月1日現在)

監査事務所名 監査法人 東海会計社
代表者名 牧原徳充

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定め、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負い、社員会の代表者が、当監査法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負う。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する品質管理の責任者は、品質管理担当責任者とする。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために、倫理規則第2条に基づき、以下の職業倫理の遵守に関する方針及び手続を定める。

(手続)

監査責任者は、当監査法人の定める職業倫理の遵守に関する方針及び手続を遵守するとともに専門職員がこれを遵守していることを確かめなければならない。

(方針)

誠実に行動する。

公正な立場を堅持する。

自ら有していない専門能力を有しているという外観を呈してはならない。

職業的専門家としての適正な注意を払う。

正当な理由なく業務上知り得た秘密を他の者に漏洩し、又は窃用してはならない。

常に職業的専門家としての自覚を持って行動する。

(2) 独立性

当監査法人は、当監査法人、専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、以下のように独立性の保持のための方針及び手続を定め

る。

毎年6月末日現在、並びに必要となる時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する確認書である倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」により独立性に対する阻害要因の有無を調査する。

(監査の品質管理の研修について)

専門要員は日本公認会計士協会の主催する研修に参加し、監査の品質の向上と独立性に関する要求の理解を高めなければならない。(CPE単位を1事業年度で40単位以上を必ず取得すること。ただし、超過時間の翌年度への持越は不可)

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、監査業務の主要な担当者(監査責任者、審理担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者)の長期間の関与に関して、方針及び手続を以下のように定める。

大会社等の監査業務については、監査責任者、審理担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して職業倫理に関する規定で定める一定期間(7会計期間)のローテーションを義務付ける。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、関与先との契約の新規の締結又は更新の判断に関する方針及び手続を以下のように定める。

(1) 監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続

当監査法人は、監査契約の新規の締結をする前に、また既存の監査契約を更新するか否かを決める場合に、監査業務の質を合理的に確保するために、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を次のように定める。

監査責任者は監査契約の新規の締結及び更新の判断に重要な影響を及ぼす事項等を検討し、検討結果や問題点の解決過程等について、文書化したうえ、リスクの程度が低ければ契約を締結する。

リスクの程度が高いと判断した場合は、監査契約の締結について、社員会で検討し、全社員の意見を求めなければならない。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を、以下のように定める。

不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。不正リスクの考慮には、関与先の誠実性に関する理解が含まれる。

新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、審理担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討する。

尚、監査責任者は、監査契約の新規の締結及び更新に当たり、上記の手続が適切に行われていることを確かめなければならない。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当監査法人は、監査業務の質を合理的に確保するために必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を合理的に確保するため、監査実施者の採用、教育、訓練、評価及び選任等の人事に関する方針及び手続を定めている。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、当監査法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮することがある。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は監査業務の質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。

当該方針及び手続には監査業務の実施、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含める。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項の伝達が行われていることを確かめなければならない。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず、判断が難しい重要な事項に関して適切に専門的な見解の問合せを実施することを定めている。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当監査法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、監査チームが上記の手続を適切に実施する責任を負う。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、審理を行う機構を設け、全ての監査業務について監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審理を行う(幼稚園のみを設置してい

る都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務を除く)。監査計画の審理については、上場会社等のみとし、監査意見形成のための審理については全ての監査先とする。

当監査法人は、審理が完了するまで監査報告書を発行しない方針であり、監査報告書の日付は、審理の完了日以降とする。

審理担当者は審理の結果に関して文書化をしなければならない。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、審理担当者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかについて、検討しなければならない。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審理担当者との間の監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を以下のように定める。

専門的な見解の問合せを行った者は、監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について、適切に文書化しなければならない。

監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理

当監査法人は、監査報告書日から60日以内に、監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定める。

監査調書の管理

(イ) 当監査法人は、監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するため、監査調書の管理に関する方針及び手続を定める。

(ロ) 監査チームは、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。

監査調書の保存

当監査法人は、監査調書の保存に関する方針及び手続を定める。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人は、品質管理のシステムに関するそれぞれの方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために品質管理のシステムの監視に関する方針及び手続を定める。

上記方針及び手続には、日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を含める。

品質管理担当責任者は日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する事項を確認し、文書化しなければならない。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを確かめる。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、日常的監視及び定期的な検証によって発見された不備の影響を評価し、これが以下のいずれに該当するかを判断する。

監査業務が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守して実施され、かつ、発行する監査報告書が適切であることを合理的に確保する上で、品質管理のシステムが不十分であることを必ずしも示していない事例

速やかな是正措置が必要な、組織的、反復的又はその他の重要な不備

品質管理担当責任者は、監査責任者及び他の適切な者に対して、品質管理のシステムの監視によって発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しなければならない。監査責任者等は、それぞれの権限と責任に応じて、迅速かつ適切な対応を図り、求められた是正措置を適時に実施しなければならない。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、当監査法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定める。この方針及び手続の一部として、当監査法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、明確に定められた内部通報等の制度を定める。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当監査法人内外から当監査法人に寄せられた情報を受け付け、関連する監査責任者へ適時に伝達する。監査責任者は、監査チームが監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者に書面で報告する。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠した方針及び手続を定める。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならない。

8 . 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の質を合理的に確保するために共同監査に関する次の方針及び手続を定める。

(1) 共同監査契約の新規の締結及び更新の承認は社員会が行い、共同監査に関する協定書を作成する。

9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当なし。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。